

議案第 85 号

議決第 号

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
の件

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したい。よって、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の
議決を求める。

令和 7 年12月23日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年始良市条例
第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を
「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分107.5」に、「100分の87.5」を
「100分の90」に改める。

別表第1から別表3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

別表第 2（第10条関係）

任期付行政職給料表

号給	給料月額
	円
1	200,300
2	206,700
3	213,100
4	219,400
5	225,600
6	232,000
7	237,600
8	242,000
9	245,800
10	249,200
11	251,800
12	254,100
13	256,200
14	257,500
15	258,700
16	259,900
17	261,100
18	262,300
19	263,500
20	264,700
21	265,900
22	267,100
23	268,300

別表第3（第10条関係）
任期付技能労務職給料表

号給	給料月額
	円
1	223,200
2	228,800
3	240,400
4	243,400
5	246,400
6	249,100
7	260,400
8	264,100
9	267,800
10	270,300
11	271,900
12	274,200
13	277,000
14	291,600
15	294,100
16	296,300
17	298,300
18	299,900

第2条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。